

改正

令和４年３月15日告示第58号

上里町公衆無線ＬＡＮサービス利用規約

（趣旨）

第１条 この規約は、上里町公衆無線ＬＡＮサービス（以下「本サービス」という。）の利用を希望する者に対し、上里町（以下「町」という。）が提供する本サービスの内容等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用資格）

第２条 町は、本規約に同意した利用者（以下「利用者」という。）に対し、本サービスを利用する資格を付与する。ただし、利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。

２ 前項の規定にかかわらず、本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。

（利用料）

第３条 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備に要する費用は、利用者が負担するものとする。

２ 利用者が利用する通信機器等及び付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

（本サービスの内容）

第４条 利用者は、本サービスの利用可能エリアにおいて、利用者が用意したＷｉ－Ｆｉ接続機能を有する通信機器等を、町が用意した公衆無線ＬＡＮを利用してインターネットに接続することができる。

２ 利用者は、前項のインターネット接続にあたり、町が委託したエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（以下「ＮＴＴＢＰ」という。）が別に定める利用規約に同意することにより、本サービスを利用することができる。

３ 本サービスのＳＳＩＤは、「Ｋａｍｉｓａｔｏ＿ＦＲＥＥ＿ＷｉＦｉ」とする。

4 利用者は、本サービスを利用する機器のセキュリティ対策を講じなければならない。

(利用場所)

第5条 本サービスを利用できる場所は、別表のとおりとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、利用者に事前に通知することなく、利用場所を変更することができる。

(利用時間)

第6条 本サービスを利用できる時間は、施設の開館時間内とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、利用者に事前に通知することなく、利用時間を変更することができる。

(履歴情報及び特性情報の利用目的等)

第7条 町は、利用状況及び不正アクセス確認のため、利用者が本サービスを利用した際の利用時間帯、利用エリア、利用端末（端末のMACアドレス）を取得することができる。

2 町は、前項の規定により取得した情報を30日間保存するものとし、その情報を個人が特定できない情報に処理した後、第三者の利用に供することができる。

(著作権等)

第8条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他これらに類するものを含む。）は、町又はそれぞれの権利の権利者に帰属する。

(禁止事項)

第9条 利用者は、本サービスの利用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者、第三者若しくは町の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の利用者、第三者若しくは町の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは町に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

(4) 他の利用者、第三者又は町を誹謗中傷する行為

(5) 法令若しくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為

- (7) 選挙期間中であるか否を問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じ、又は本サービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) その他町が合理的な理由に基づき不適切であると判断する行為

2 前項各号に掲げる行為を行った利用者が町、利用者本人及び第三者に損害を生じさせた場合は、当該利用者は、本サービスの利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止)

第10条 町は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 前条に規定する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、本規約及びN T T B Pが別に定める利用規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると町が判断した場合

(運用の中止)

第11条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に通知することなく、本サービスの運用を中止することができる。

- (1) 本サービスのシステム保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 本サービスのシステムに係る設備やネットワーク障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他町が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 町は、前項の規定による本サービスの利用の中止等により、利用者又は第三者が被った損害について、その責任を負わない。

(免責)

第12条 免責については、次のとおりとする。

- (1) 町は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び本サービスが中断なく稼働することを保証しないものとする。
- (2) 町は、本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について保証しないものとする。
- (3) 町は、利用者が本サービスを利用すること又は利用できなかったことによって生じた損害、コンピュータウイルス感染等による被害、トラブル等が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとする。
- (4) 町は、次に掲げる場合等において、利用者に生じる損害、トラブル等に関し、その原因にかかわらず、いかなる責任も負わないものとする。
 - ア 利用者の利用環境により、本サービスが利用できない場合
 - イ 町が本サービスを変更し、又は中止した場合
 - ウ 本サービスの利用により、利用者が利用する通信機器等及び付属機器等に不具合が生じ、又は本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報が消失した場合
 - エ 本サービスにおいて、利用者間又は利用者と第三者の間で法令又は公序良俗に反する行為、名誉棄損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等が生じた場合
- (5) 利用者が本サービスを利用して、インターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- (6) 本サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、本サービスへの接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等により本サービスを利用できない場合であっても、町は、一切責任を負わないものとする。
- (7) 町は、本サービスの仕様に関する問合せには一切対応しない。
- (8) 町は、利用者が本サービスを利用してアップロード又ダウンロードした情報又はファイルに関連して、何らかの損害を被った場合又は何らかの法的責任を負う場合に

おいては、その責任を負わない。

(9) 町は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限する等、必要な措置を講ずることができる。

(本規約の変更)

第13条 町は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第14条 本規約に関する準拠法は、国内法とし、本規約又は本サービスに関連して町と利用者間で紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和2年3月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日告示第58号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

施設名称	所在地
上里町役場	上里町大字七本木5518番地
上里町立図書館・郷土資料館	上里町大字七本木67番地
上里町総合文化センター(ワープ上里)	上里町大字七本木71番地
賀美公民館	上里町大字金久保693番地1
上里町民体育館	上里町大字七本木3202番地2
七本木公民館	上里町大字七本木3227番地2
上里東公民館	上里町大字七本木1791番地1
神保原公民館・児童館	上里町大字神保原町1393番地
上里町保健センター	上里町大字七本木307番地
空の杜保育園	上里町大字七本木5592番地